平成２３年（フ）第１９９０号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄７丁目25番地２
サンフラワー博多南101号
債務者　山下　恵子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２００２号
福岡県糟屋郡宇美町桜原３丁目５番２号
債務者　駒柵　智恵
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３６号
福岡県飯塚市有井334番地10　ＳＫＹ真和ビル２Ｆ218号、前住所福岡県嘉麻市鴨生122番地２
債務者　渡志川ユカ
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１３７号
福岡県飯塚市小正12番地４、前住所福岡県嘉穂郡穂波町大字弁分223番地の３
債務者　行武ひとみ
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１３８号
福岡県飯塚市宮町10番12号
債務者　熊谷　美穂
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１４２号
福岡県飯塚市菰田西２丁目８番32号、前住所福岡県嘉穂郡桂川町大字土師１番地66
債務者　森　　節子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第３６号
大分県日田市吹上町10番47号　野内ハイツ101号
債務者　吉田　龍樹
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第４５号
大分県日田市大字羽田520番地
債務者　穴井喜久美
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第１６５号
鹿児島県鹿児島市東谷山５丁目35番15号
債務者　溝口　和久
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１６６号
鹿児島県鹿児島市東谷山５丁目35番15号
債務者　溝口美恵子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２０３号
鹿児島県南九州市川辺町平山2505番地　Ｂ号
債務者　喜多　和代
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３０８号
鹿児島県鹿児島市中央町32番地32　千代田ビル201号、申立時の住所鹿児島県鹿児島市宇宿１丁目14番17号　コーポ宇宿202号
債務者　阿部　静夫
1　決定年月日時　平成23年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３７０号
鹿児島県鹿児島市田上５丁目27番６号　コーポ林田１Ｆ
債務者　本石　　浩
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３７１号
鹿児島県鹿児島市田上５丁目27番６号　コーポ林田１Ｆ
債務者　本石めぐみ
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３７９号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町６番15―213号
債務者　伊野　彩香
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３９２号
鹿児島県鹿児島市谷山中央４丁目4908番地４エステート谷山Ｃ棟401号
債務者　山下　洋司
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３９３号
鹿児島県鹿児島市谷山中央４丁目4908番地４エステート谷山Ｃ棟401号
債務者　山下奈理子
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係